

川越市立川越高等学校
自動販売機設置者公募要項

令和7年4月
川越市立川越高等学校

【問合わせ先】

350-1126

川越市旭町2丁目3番地7

川越市立川越高等学校 事務室

電話 049-243-0800（直通）

電子メール kawagoekou★city.kawagoe.lg.jp

※メールを送信する際は、★を@に置き換えてください。

1 公募の概要

川越市立川越高等学校（以下「市立川越高等学校」という。）では、自動販売機の設置を「行政財産の貸付」によることとし、設置者を公募します。

設置する自動販売機で取り扱う商品の価格は、市販価格より安く提供するものとし、売上金額に対して最も高い「一部納入率」を提示した者と、「市有財産賃貸借契約」を締結します。

※ 設置者が決定後、正当な理由なく辞退した場合、今後、同様の手続きへの参加が認められない場合があります。やむを得ず辞退した場合、次点の者が設置者となります。

※ 行政財産の貸付：地方自治法第238条の4第2項第4号をご参照ください。

※ 一部納入率：「売上金額 × 〇. 〇%」の算式により算出された金額を「貸付料」として市に納入していただきます。「一部納入率」は、「〇. 〇%」の部分です（別紙「提案書」に小数点以下第1位まで記入）。

※ 契約期間は令和7年6月1日から令和10年3月31日までとなります。（但し、協議により2年間を限度に更新可）

※ 応募資格を有する応募者が2者に満たない場合においても原則として公募を実施します。

2 販売品目

販売品目は、「飲料」です。

※ 飲料とは、酒類（ノンアルコール飲料を含む）を除く清涼飲料水とします。

※ 飲料の容器は以下のとおりとします。

- ・ペットボトル
- ・キャップ式のボトル缶（リシール缶）
- ・プルトップ式の缶入り飲料は不可
- ・ビン、紙カップ、紙容器は不可

3 自動販売機の設置施設、台数等

財産名称 市立川越高等学校
所在地 川越市旭町2丁目3番地7
生徒数 令和7年4月1日時点 833人

公募番号	台数	設置場所	貸付面積	販売する物品	令和6年度売上本数実績(本)	契約期間(更新期間)
1	1台	商業科棟 2階	1.43㎡ (1.3m× 1.1m×1台)	飲料	3,060	令和7年6月1日～令和10年3月31日 (更新期間最長2年)
2	1台	商業科棟 2階	1.43㎡ (1.3m× 1.1m×1台)	飲料	2,447	令和7年6月1日～令和10年3月31日 (更新期間最長2年)

注1) 貸付面積は、自動販売機を設置する面積を示しており、回収ボックスの設置に要する面積は含まれていません。回収ボックスの設置場所は、仕様のとおり、原則として自動販売機付近の設置となりますが、詳細は、設置者となった者と市立川越高等学校が協議して決定します。

注2) 公共施設に設置することから、特に環境(省エネ等)に配慮した機種としてください。

注3) 公募番号1及び2の自動販売機を停電時でも稼働可能な「災害対応型自動販売機」としてください。災害時には、自動販売機内のすべての飲料を無償提供することができる体制を整えてください。なお、市立川越高等学校との協議により、災害時における協定等の締結は可能です。

注4) 十分現地確認を行った上で応募してください。

注5) 同時に公募番号1及び2の双方に応募することができます。

4 最低一部納入率

売上金額に対する「最低一部納入率」は、5.0%以上としてください。

5.0%未満の提案は無効となります。

5 販売価格

商品の販売価格の目安は、原則、以下のとおりとします。しかし、商品により価格が以下の容量区分によりがたい場合にあっては価格の上限は 160 円とします。

- 350ml 程度 缶・ペットボトル：140 円以下であること
- 500～600ml 程度 ペットボトル：160 円以下であること

6 応募資格

(1) 公共施設に自動販売機を設置することについて理解と意欲を有すること。

(2) 法人であること。

(3) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）第6条の規定による令和7・8年度物品等入札参加資格審査申請をしている者であること。

(4) (3) 以外の者にあっては、応募申込み時に下記の必要書類を添付することができる者（以下「応募希望者」とします。）であること。

【応募希望者必要書類】

(ア) 履歴事項（全部）証明書（写し可）：応募申込日前3か月以内に法務局が発行し、現状を反映しているものに限ります。

(イ) 法人番号指定通知書の写し：「法人番号指定通知書」を紛失等で提出できない場合は「国税庁法人番号公表サイト」の画面（法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面）を印刷したものをご提出ください。

(ウ) 資本関係・人的関係調書（指定書式）

※資本関係又は人的関係がある者同士が、同一の公募に応募することはできません。

(5) 自動販売機の設置業務において、管理・運営する2年以上の実績を有し、優良なサービスを提供できる能力を有する者であること。

《優良なサービス》

- 商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収等
- 釣銭管理
- 使用済み容器の回収
- 安全管理（転倒防止、食品衛生、防犯対策等）

(6) 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。

- 国税及び市税（川越市が課税したものに限る）の滞納がないこと。
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

《公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体の例》

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

7 提出書類、日程等

応募資格の適否を事前に確認するため、「1 応募受付」と「2 提案書の受付」の日程が異なりますので、注意してください。

提出書類	日程（提出期間・場所等）
<p>1 応募受付</p> <p style="text-align: center;">書類の種類</p> <p>ア 応募申込書 様式1 ※6 応募資格(4)の「応募希望者」については、 【応募希望者必要書類】もご提出ください。</p> <p>イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式] ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転倒防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等 を明記した書類</p> <p>エ 委任状について 様式2 応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。 ※委任状（注意事項）をご確認ください。</p> <p>※設置者に決定した者は、契約前に別途、納税証明書等の書類を提出していただきます。</p>	<p>＜提出期間＞ 令和7年4月23日（水）～ 5月12日（月）（土、日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時00分まで</p> <p>＜提出場所＞ 市立川越高等学校 事務室</p>
<p>2 提案書の受付 様式3</p> <p>※提案書（様式3）は、「<u>公募番号</u>」ごとに作成し、封筒に入れ、糊づけの上、封筒の表面に「<u>公募番号</u>」及び「<u>法人名</u>」を記入して提出してください。</p> <p>※複数の公募番号に応募する場合は、応募できる公募番号に制限がありますのでご注意ください。</p> <p>※複数の公募番号に応募する場合は、提案書入りの封筒をそれぞれ提出してください。</p>	<p>＜提出期間＞ 令和7年4月23日（水）～ 5月16日（金）（土、日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時00分まで ただし、最終日は午前9時30分まで</p> <p>＜提出場所＞ 市立川越高校 事務室 5月16日は、午前10時00分から開封を行います。5月16日にご提出する場合は、午前9時30分までにお持ちください。</p>

<p>3 提案書の開封(設置者の決定・発表) ※応募者は、必ず出席してください。</p>	<p>◀開封日時・会場▶ 令和7年5月16日(金) 午前10時00分 市立川越高等学校 2階・大会議室</p>
---	--

- ※ 郵送やFAX、電子メールによる受付は行いません。
- ※ 記載事項に不備のある書類は、受け付けることができません。
- ※ 応募申込書をはじめとする一連の関係書類は、当該設置者の選定のみ利用します。また、提出いただいた書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

8 設置者の決定方法

応募資格を満たし、必要書類が適正に提出された者であって、**最低一部納入率(5.0%)以上の最も高い「一部納入率」**を提示した者を設置者に決定します。なお、最も高い「一部納入率」を提示した者が2者以上いる場合は、「くじ」により決定します。

9 契約の期間等

(1) 契約の期間

契約の期間は、令和7年6月1日から令和10年3月31日までとします。ただし、市立川越高等学校及び設置者と協議のうえ、最長2年間(令和12年3月31日まで)を限度として、契約を更新することができます。

(2) 契約の解除等

次の場合には、契約を解除する、又は変更することがあります。

- ①市立川越高等学校において公用又は公共用に供するため使用施設を必要とするとき。
 - ②市立川越高等学校が使用施設の用途廃止をしたとき。
 - ③設置者に契約の条件に違反する行為があると認められるとき。
- また、次の場合には、設置者としての決定を取り消すことがあります。
- ・ 正当な理由なくして、契約等の手続きをしなかったとき。
 - ・ 設置者の決定から契約手続きまでの間に、設置者について資金事情の変化等により契約の履行が確実でないと川越市が判断したとき。
 - ・ 社会的信用を著しく損なうような行為等により、設置者としてふさわしくないと市立川越高等学校が判断したとき。

(3) 原状回復・返還

契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたとき、設置者は直ちに自己の負担で市立川越高等学校の指定する期日までに使用施設を原状に回復し返還しなければなりません。

(4) 設置者の提出書類

設置者に決定した場合、その設置者は契約前に次に掲げる書類を速やかに提出して下さい。

- ・国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書（その3の3の証明）

(5) 川越市税の納付状況の調査

設置者となるには、川越市税の滞納がないことが要件となります。設置者は、川越市長が応募申込書に記載のある個人情報・法人情報を用いて川越市税納付状況を照会・調査することについて同意していただいた場合、「川越市の市税に係る納税証明書」の提出は不要です。

10 貸付料、電気料の納入方法等

次の(1)貸付料及び(2)電気料については、当該年度の4月～9月及び10月～3月の分を、翌月の末日までに、市立川越高等学校が作成する納付書により納めていただきます。（令和7年度に限りまして、6月～9月及び10月～3月の期間といたします。）

また、毎月（翌月の10日までに）、売上金額を報告していただきます。

(1) 貸付料

売上金額に「一部納入率」を乗じた金額 ※小数点以下切り捨て

(2) 電気料

電気料の算定は、設置者において個別メータを設置していただき、使用量に相当する料金を納付していただきます。設置に際しては、市立川越高等学校と協議してください。

(3) 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担となります。

11 その他

(1) 損害賠償等

設置者は、施設等の使用に当たり、市立川越高等学校又は第三者に損害を与えたときは、全て自己責任でその損害を賠償しなければなりません。

市立川越高等学校において公用又は公共用に供するため契約を解除した場合において、設置者に損失が発生したときは、市立川越高等学校にその補償を求めることができます。

(2) 法令順守

設置者は、関係法令を順守し、誠実な設置・運営を行うものとします。

(3) 使用上の制限

①設置者は、施設等を常に良好な状態で使用するとともに、当該契約以外の用途に使用することはできません。

②設置者は、市立川越高等学校の承認を受けずに使用施設の現状を変更することはできません。

設置者は、契約した施設を第三者に転貸することはできません。

(4) 消費税率改定時の対応

契約期間中に消費税率の改定があった場合においても、「一部納入率」の変更は行いません。

(5) その他

①苦情・故障への対応については、誠意をもって行うものとします。自販機には苦情・故障等の連絡先を明記するものとします。

②その他この要項に定めのない事項は、市立川越高等学校と設置者がその都度協議して定めます。

12 提出・問合せ先

川越市立川越高等学校 事務室

住所：川越市旭町2丁目3番地7

電話：049-243-0800

電子メール：kawagoekou★city.kawagoe.lg.jp

※メールを送信する際は、★を@に置き換えてください。